

第 52 期平成 29 年度第 3 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 29 年 8 月 1 日（火）

於：高松サンポート合同庁舎

香川労働局第 1 会議室

出席者	公益側	東、柴田、高塚、松浦
	労働者側	楠本、瀧、中村、土田、福家良
	使用者側	安部、綾田、友國、濱田、福家正

議 題 (1) 平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安伝達  
について

(2) 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか特定最低  
賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

【賃金室長】 ただ今から、平成 29 年度第 3 回目の香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、佐川委員が欠席されておりますが、出席者は 14 名で最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日の資料の確認をお願いいたします。

1 「平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」

2 「香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写し」

でございます。冷食は 7 ページから、機械は 9 ページから、船舶は 11 ページから、電気は 13 ページからとなっております。不備はございませんでしょうか。

それでは松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】 本日の会議次第はお手元のとおりでございます。

まず、議題 1 の「平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安伝達

について」です。

これについて、事務局の方で説明をお願いします。

【賃金室長】 はい、それでは資料の1の答申文書をご覧ください。

7月27日に中央最低賃金審議会より厚生労働大臣あて、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が出されましたのでご説明いたします。

まず目安金額ですが、平成29年7月25日の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会におきまして、今年度の引上げの目安額が全国加重平均で昨年の24円を1円上回る25円という結果でまとめられました。

目安額を引上率に換算しますと3.0%でございます。昨年の引上率と同じ水準となっております。ランク別に見ますと、Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円ということを示され、全ランクにおいて昨年の目安額を超える高い水準となりまして、最低賃金が時給で示されるようになった平成14年以降、最大の目安額となっております。

香川県はCランクで生活保護水準と最低賃金の乖離が生じておらず24円となっております。

次に答申内容ですが、

- 1 平成29年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

別紙1の2に示されている公益委員の見解とは、目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、働き方改革実行計画に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、特に非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを重視し、名目GDP成長率は前年に比べ低下したものの、賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における非正規雇用労働者及び中小企業の正規雇用労働者の賃金上昇率など賃金に関する指標が全般的に上昇傾向にあること、影響率は上昇している一方、雇用者数等については増加傾向にあること、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

4 政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時に特段の配慮を要望する。

以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、あるいはご意見などがあればお願いいたします。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 続きまして、議題2の「香川県冷凍調理食品製造

業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）」に移ります。

まず、資料等について事務局から説明をお願いいたします。

【賃金室長】 お配りしております資料の 7 ページからの 4 つの特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しをご覧ください。

香川県内の 4 つの特定最低賃金について、資料のとおり改正の申出がありました。

いずれも、それぞれの最低賃金の適用を受ける労働者の概ね 3 分の 1 以上の者の合意により行われており、他の申出要件も満たしておりますので受理いたしました。

今回の申出は、4 業種とも公正競争ケースで、金額の改正でございます。

つきましては、4 つの特定最低賃金について、香川労働局長から香川地方最低賃金審議会会長あて「改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただきます。

辻労働局長から会長へ諮問文をお渡しいたします。

（辻労働局長より、諮問文を会長へ手交）

【松浦会長】 それでは事務局の方で諮問文の写しを配付してください。

（事務局より各委員へ諮問文（写）を配布）

【松浦会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金指導官】 各諮問文の別添の申出書については、配付資料と同じですので省略いたします。

香労発基 0801 第 1 号 平成 29 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治 殿

香川労働局長 辻 知之

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

平成 29 年 7 月 24 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン 香川県支部支部長 楠本敏久 及びフード連合四国地区協議会事務局長 林泰宏 から最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0801 第 2 号 平成 29 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治 殿

香川労働局長 辻 知之

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

平成 29 年 7 月 10 日付けをもって申出代表者タダノ労働組合執行委員長代行 蕪木慎吾 から最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0801 第 3 号 平成 29 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治 殿

香川労働局長 辻 知之

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

平成 29 年 7 月 3 日付けをもって申出者川崎重工労働組合坂出支部執行委員長 濱岡光治、J A M マキタ労働組合執行委員長 大嶋義浩 から最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0801 第 4 号 平成 29 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治 殿

香川労働局長 辻 知之

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

平成 29 年 7 月 11 日付けをもって申出者電機連合東四国地方協議会事務局長 土田和樹、三菱電機労働組合丸亀支部執行委員長 西川啓二 から最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

【松浦会長】 はい、ありがとうございました。

ただ今の局長からの諮問に対して、何かご質問、ご意見ございますか。

（各委員より「なし」の声あり）

【松浦会長】 それでは、この 4 つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を受けることといたします。

この審議につきましては、本年度の第 1 回本審で確認、報告されました「最低賃金の審議の進め方等について」の 3 の（1）によりまして、運営小委員会に付託することといたします。

運営小委員会は、本日このあと開催いたしますので、運営小委員会の委員の方はよろしくお願いたします。

以上のことについて、ご質問、あるいはご意見などございませんか。

（各委員より「なし」の声あり）

【松浦会長】 事務局からその他なにかあればお願いします。

【賃金室長】 特にありません。

【松浦会長】 次回の本審の日程について、事務局何かございま

すか。

【賃金室長】 第4回本審につきましては、8月4日（金）の午後3時からこの第1会議室で開催させていただく予定としておりますが、予備日としております8月7日（月）に引き続き金額審議を行うこととなれば、8月4日（金）ではなく、8月7日（月）に開催することとなります。

その際、県最賃専門部会での審議結果が全会一致となっていた場合には、審議会令6条5項の決議をいただいておりますので、本審での審議の必要はありませんが、仮に専門部会での結論が全会一致となっていなかった場合には、本審でのご審議をお願いすることとなります。

それから、本日諮問いたしました特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、運営小委員会で必要性有の合意を得て香川地方最低賃金審議会から答申をいただいた特定最低賃金につきまして、改正決定の諮問を行う予定としております。

【松浦会長】 それでは、これをもちまして第3回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

――了――